

顧客名簿をめぐる裁判例

知的財産事例研究会
弁護士 南川 博茂

1. はじめに

平成2(1990)年の改正に抛り、営業秘密の保護が法制された。

平成5(1993)年、不競法は全文改正され、口語化も果たされた。

遡って考察すると、古くは、小野昌延博士が「営業秘密の保護－不正競争としてのノウハウの侵害を中心として－」(有信堂)を著し、1968(昭和43)年9月に公刊されたのが、我が国における「営業秘密」の大系的整備の嚆矢と言える¹。

往時の法的保護は、民法709条、つまり不法行為責任か、競争避止義務違反か・・・という形で構成されることが多かった。

成熟社会²の到来と言われて久しいところであるが、昨今、営業秘密の保護の問題について裁判例に現われたところを見ると、顧客情報、顧客名簿についての争いがかなりの割合を占めるに至っている。

政治家の世界では、地盤、看板、鞆と言われているようであるが、第三次産業、サービス業の分野では、顧客、商品、資金が要るものの、このうち後二者は仕入れたり、借入れたりすることが出来るが、一方、顧客については、融通・貸借などには馴染ず、自ら獲得しなければならない。

そして、サービスを含めて商品自体が、ニーズ(必要)に基づくよりは、嗜好に基づいたものが多くを占めつつある。

一方で、第一次産業から、第二次産業へ、そして、第三次産業、サービス業が大きな割合を成熟社会では占めるようになる。

第一次産業の典型であった農業の分野でも、「六次産業化」³と称して、第一次、第二次、第三

1 該著は、平成25(2013)年7月に「増補版」として、信山社から再版されているところ、全106頁に亘って、広島高判昭32・8・28から東京地判平23・9・30まで、都合285件の裁判例が表記、追録されている。

2 成熟社会という用語例は、イギリスの物理学者ガボールの著した『成熟社会』(1972)からの転用語。

3 六次産業化という言葉は、農業経済学者の今村奈良臣が1990年代なかばに提唱した造語。